

令和元年6月5日現在

機関番号：30106

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16827

研究課題名(和文)「認識された事態」にもとづく知識・証拠性・認識の言語表現の分析

研究課題名(英文) Syntactic and semantic level of "perceived eventualities" in expressions of inference, evidentiality, and knowledge

研究代表者

田村 早苗 (Tamura, Sanae)

北星学園大学・文学部・講師

研究者番号：90728346

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本語の推論や知識・認識に関わる表現について分析した。主な問題として、「AトイウコトハBトイウコトダ」のようなAを証拠にしてBを推論する構文と「Aコトダロウ」のように知識からAを推測する表現の比較、および、「AタメニB」(目的または原因の解釈)と「AタメニハB」(目的解釈のみ)の違いを生じさせる過程の解明に取り組んだ。分析の結果として、これまで注目されていなかった「認識された事態」(=様々な視点から捉えられた事態)が言語の構造の分析に有用であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

言語の分析において一般的に区別される概念として「命題proposition」と「モダリティmodality」がある。命題は事態や事実そのものを述べたもので、モダリティは「話し手」の事態や事実に対する捉え方・態度を表すとされる。本研究は、日本語の文法現象において2つの概念の中間にあたる存在物が重要な役割を果たすことを示した。この点について、日本語は英語などの理論的分析が進んでいる言語と異なる。この違いは、推論や知識の表現に関する諸言語の特徴を決める重要なパラメータとなっている可能性がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, I have investigated several expressions of inference, knowledge, and recognition in Japanese. The main goal of this study was to show that there is a syntactic-semantic level which corresponds to "perceived eventualities", which is between extensional object such as eventuality or fact and intensional object such as proposition or thought. I have especially focused on the following two topics: (1) the syntactic-semantic analysis of the "to iu koto"-clause in the construction "A to iu koto wa B to iu koto da", and (2) the difference between the causal connectives *tameni/kara* with topic particle *wa* or focus particles (*mo*, *sae*, and so on), and the connectives without them.

研究分野：言語学

キーワード：意味論 統語論 推論 判断主体 視点

様式 F-19-2

1. 研究開始当初の背景

(1) 証拠性表現をはじめとする推論・知識・認識に関わる表現は 2000 年代から特に注目を集め、形式意味論からの研究や、統語論からの証拠性に関わる統語レベル(Evidential Phrase)の提案などがなされてきた。しかし、証拠性に対する意味論的研究は推論形式の語用論的効果や確率判断といった発話全体の持つ特徴の側面から分析されることが多く、統語—意味のインターフェイスについては十分に検討されていなかった。特に、Evidential Phrase の存在の有無の検討や、Evidential Phrase のような証拠性の統語レベルを、構成的意味論においてどのような意味対象に対応すると分析すべきかといった問題は手付かずであった。

(2) 日本語は文法化された証拠性表現を豊富に持つことや、テンス形式の決定に際して過去の知識状態が反映している例が見られるなど、文法の中核部分に証拠性や知識が強く反映している。また、日本語の現象に基づいて視点に関する統語レベルの存在についてすでに研究が進められており、知識・認識の統語レベルを検討する基盤となることが期待できる状態であった。日本語を分析すれば、証拠性や推論・知識に関わる統語論—意味論のシステムを解明する手掛かりが得られると予測された。

2. 研究の目的

以上の背景をふまえて、本研究では「証拠性に関わる統語—意味レベルの存在を裏付ける現象を示すこと」および「証拠性に関わる統語レベルに対応する意味論的对象物がどのようなものであるかを分析すること」という大きな目標のもとに、以下の 2 つの具体的目的を設定した。

(1) 現代日本語の証拠性表現の意味論的分析：証拠性表現の分析を通して、証拠性統語レベルに対応する意味論的对象物が何とすべきかを解明する。研究開始時点において、この意味論的对象物を「認識された事態」と仮に名付け、状況意味論および様相論理のどちらが「認識された事態」を記述する枠組みとして適しているか検討する。

(2) 「認識された事態」に関わる統語・意味レベルの解明：証拠性に関わる統語—意味レベルの存在を裏付け、その性質を解明するために、理由節、目的節、従属節、関係節、コト節などの知識や推論、証拠性に関わる表現を分析する。

3. 研究の方法

形式意味論、特に様相論理と状況意味論を中心的な枠組みとして使用して、上記「研究の目的」で挙げた日本語の言語表現について理論的分析をおこなう。知識や推論、証拠性に関わる表現、理由・目的節について、構成的意味論に基づいて検討する。

4. 研究成果

当初の研究計画から、意味論的分析の基本的枠組みを変更している。当初は分析の枠組みとして様相論理と状況意味論の 2 種類を用い、比較検討を行う予定であったが、先行研究の検討を進める中で Stephenson (2007), Lasersohn (2017) などが提案する「判断主体 judge」を組み込んだ意味論を用いるという方針に転換した。これは、「認識された事態」という意味論的对象物を明示的に、他の現象との共通性を捉えつつ分析するのに適切であると考えたためである。主な研究成果を以下に挙げる。

(1) 目的・理由節への主題助詞およびとりたて助詞の付加に関する分析：

原因—結果関係を表す用法を持つ従属節について、主題助詞ハやとりたて助詞が付加された場合に原因—結果関係を表す解釈が得られなくなることに注目して、なぜそのような用法・解釈の違いが生じるのかという問いのもとに分析を進めた。特に注目したのは日本語の従属節カラおよびタメニである。

- ① a. 来年留学する{ために/ためには}、お金を貯めなければならない。〈目的〉
b. 来年留学する{ために/#ためには}、A 先生の授業に出席できない。〈原因〉
- ② a. 社外に委託したために情報が漏れてしまった。〈原因〉
b. 社外に委託したため{だけに/にだけ}情報が漏れてしまった。〈×原因〉

この現象について、本研究の期間において分析の詳細は一部変化している。2017 年度までの分析(田村 2018)では、上山(2007)に従って Predication/description という判断のタイプの違いが存在し、判断タイプごとに統語構造が異なるという仮定をおいた。そのうえで、主題およびとりたて助詞の有無が統語構造の違いをもたらし、原因用法を不可能にするという提案を行った。さらに、「判断主体 judge」を組み込んだ意味論と組み合わせ、各構文の統語構造と意味計算の過程を示した。

ただし、この分析は統語構造の違いが原因用法の有無にどのように影響するかについて、一部アドホックな想定に基づく部分があった。また、タメニハの後件に出現しうる文は①「なければならない」のような義務モダリティ、②「～さえした」のようなとりたて詞を含む内容、③「～たり…たりした」のような複数回の行為の存在を含意する内容などいくつかのタイプに分かれる(塩入 1992)が、タイプ間の違いについては説明できていなかった。

以上の問題点をふまえて、本研究課題最終年度（2018年度）では分析を修正した。具体的には、主題助詞ハに対して条件文と類似した意味論を与えるという変更を加えた。これにより、判断タイプごとの統語構造の違いを仮定しなくても、原因用法の不在が説明できることを示した。さらに、「判断主体」を時間・個体・世界の3つの要素ごとに区別する形で意味論を詳細化することで、タメニハの後件に出現する文のタイプの違いも説明できると論じた。

この研究により、因果関係に基づく表現の分析について、「判断主体」を用いた意味論が有用であることを示した。また、助詞の付与という文法現象に注目し、構成的に用法の違いを説明することで、目的従属節が「判断主体の視点から捉えられた事態」という意味的存在物に対応する統語レベルであることが示唆された。

今後の展望として、カラニハのような形式が認識的条件文に近い用法を一部持つことを考えると、認識的条件文の分析についても本研究で扱った統語—意味レベルが適用できる可能性が高い。認識的条件文への分析の拡張を今後検討する。

(2) 推論構文におけるコト／トイウコトの分布に関する分析：

推論を表す構文のうち、コト節やトイウコト節が用いられる表現に注目して現象を整理し、トイウコト節が推論を表す構文においては「認識された事態」という意味論の対象物を指示対象とすると主張した。特に注目したのは「～トイウコトハ…トイウコトダ」という構文および「～コトダロウ」という構文である。前者は証拠性推論（＝アブダクティブ推論、「最良の説明への推論」）を表すことができるが、後者は演繹的推論しか表すことができないという推論タイプの制限があることを示した。そのうえで、名詞修飾における「トイウ」の分布を「トノ」の分布と比較して、証拠性推論を表す「～トイウコトハ…トイウコトダ」構文では「トイウ」の出現が必須であり、かつ「トノ」と置き換えることもできないという事実を指摘した。さらに、証拠性推論を表す構文における「トイウコトダ」節は、命題でもモダリティでもない意味レベルに対応させる必要があることを示した。これにより、本研究の目的である「認識された事態」という意味レベルの存在にさらなる裏付けを与えた。

日本語の分析においては「命題／モダリティ」という二分法が一般的（益岡 1991, 2007 ほか）であることを考えると、本研究で示した意味レベルに注目することは、現象の分析・理論的枠組みの両面でインパクトを与えると考えられる。

〈引用文献〉

- ① Lasershon, P. (2017) Subjectivity and Perspective in Truth-Theoretic Semantics, Oxford U Press.
- ② 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探求』東京:くろしお出版.
- ③ 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』東京:くろしお出版.塩入すみ (1992) 「Xハ」型従属節について『阪大日本語研究』第4号, pp.59-71.
- ④ Stephenson, C. T. (2007) Towards a Theory of Subjective Meaning, PhD thesis, MIT.
- ⑤ 田村早苗(2018)「従属節の用法と主題／とりたて助詞の付加：判断主を含む形式意味論による分析」『北星学園大学文学部北星論集』査読なし、55巻2号, 53-63. DOI: <http://id.nii.ac.jp/1238/00002222/>
- ⑥ 上山あゆみ (2007)「第3章 文の構造と判断論」長谷川信子(編)『日本語の主文現象—統語構造とモダリティ』ひつじ書房, pp.113-144.

5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 田村早苗 (印刷中)「事態に対する評価を述べるコトダ構文の分析—コト節による Common Ground 更新の回避—」『北星学園大学文学部北星論集』査読なし、57巻1号、ページ未定.
- ② Tamura, Sanae, Toshio Matsuura, Yoshihisa Kishimoto (to app) On sentence-final particle *sa* in Hokkaido Japanese, *Japanese/Korean Linguistics 25 Online Papers*.
- ③ 田村早苗(2018)「推論におけるコト／トイウコト節」『北星学園大学文学部北星論集』査読なし、56巻1号, 15-23. DOI: <http://id.nii.ac.jp/1238/00002236/>
- ④ 田村早苗(2018)「従属節の用法と主題／とりたて助詞の付加：判断主を含む形式意味論による分析」『北星学園大学文学部北星論集』査読なし、55巻2号, 53-63. DOI: <http://id.nii.ac.jp/1238/00002222/>

〔学会発表〕(計4件)

- ① 田村早苗 (2019, 予定)「タメニ節への助詞ハの付与の意味論的分析」日本言語学会第158回大会
- ② Tamura, Sanae (2018) Between fact and thought: *koto*-clauses in inferential constructions, Semantics and Pragmatics Workshop in Tachikawa.
- ③ Tamura, Sanae, Toshio Matsuura, Yoshihisa Kishimoto (2017) On sentence-final particle *sa* in Hokkaido Japanese, *Japanese/Korean Linguistics Conference 25*.

- ④ 林由華、田村早苗 (2017) 「日本の諸方言における「逆使役」―通方言的研究に向けて―」
日本言語学会第 154 回大会

6. 研究組織

研究協力者 なし

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。